

北海道税理士会研修規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道税理士会（以下「本会」という。）の会則第59条の3の規定に基づき、研修に関し必要な事項を定める。

(研修の定義)

第2条 この規則において研修とは、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図ることを目的として、本会及び日本税理士会連合会（以下「連合会」という。）が行う研修会、講演会、討論会その他これらに準ずるものとす。

(研修の実施)

第3条 本会は、前条に定める研修を実施する。

- 2 本会は、本会又は連合会が指定する団体若しくは関連する団体との共催により研修を実施することができる。
- 3 本会は、前2項の研修の実施にあたっては、広報その他の手段により、税理士会員に周知を図るものとする。

(研修の科目)

第4条 研修の科目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 税理士法その他職業倫理に関するもの
- (2) 租税法及び会計に関するもの
- (3) 公益的業務に関するもの
- (4) 情報処理に関するもの
- (5) 法律、経済、経営その他税理士の業務の改善進歩及び資質の向上に役立つと認められるもの

(研修の受講義務)

第5条 税理士会員は、第2条に規定する研修を、一事業年度に36時間以上受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業年度の中途において入会した税理士会員が受講しなければならない研修時間は、入会した月の翌月からの月数按分により算定する。

(受講義務の免除)

第6条 税理士会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、本会に対し、一事業年度ごとに受講義務の免除の申請をすることができる。

- (1) 負傷又は疾病により療養していること。
- (2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること。
- (3) 税理士法第43条後段に規定する報酬のある公職に就いていること。
- (4) 国會議員又は地方公共団体の議会の議員であること。

(5)出産、育児、介護その他これらに類する事由によること。

2 本会は、前項の申請に基づき、会長の承認を得て、前条第1項に定める研修の受講義務を免除することができる。

(受講記録の管理保存)

第7条 本会は、税理士会員の研修の受講時間その他の受講状況を把握し、これらの記録を管理保存する。

2 前項の受講時間等の記録は、電磁的に記録し管理保存することができる。

(受講記録の通知)

第8条 本会は、税理士会員に対し、一事業年度ごとの受講時間その他の必要な事項を通知する。

(連合会への報告)

第9条 本会は、税理士会員の一事業年度ごとの受講時間その他の必要な事項を連合会に報告する。

(受講時間等の公表)

第10条 本会は、税理士会員の受講時間その他の研修受講義務の履行等に関する情報を公表する。

2 前項に規定する公表は、連合会が行う受講時間等の公表をもってこれに代えるものとする。

(細則への委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は細則で定める。

附 則（平成27年6月19日制定）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、平成30年度の受講時間等から適用する。